

岩手県告示第3号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨花巻市長から次のとおり通知があった。

平成30年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 花巻市二枚橋地区
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年12月1日から平成30年3月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（現地測量・基準点測量）